

がけ地近接等危険住宅移転事業

補助金制度のご案内

がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険から住民のみなさんの生命を守るため、災害危険区域等にある危険住宅（既存不適格住宅）から安全な場所へ移転する方に、国・県・市が一体となって補助金を交付する制度です。対象となる可能性のある方は、お早めにご相談ください。

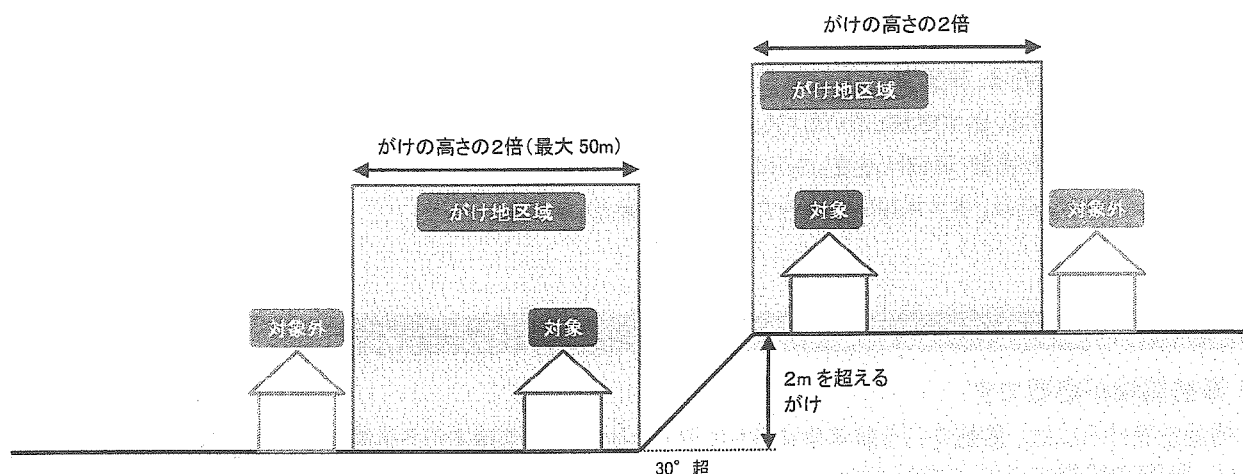
1 補助の対象となる区域（次の①～③のいずれかに該当する区域）

① がけ地区域

高さ2mを超えるがけ（角度が30度を超える土地）に近接する区域で、下図のとおり「がけの高さの2倍（最大50m）」の範囲内にある区域。

※ がけ地区域については、昭和47年12月以前に建築された住宅が対象です。

※ がけ地区域であることの判断には、建築士または測量士等が実測し作成した配置図及びがけ断面図が必要です。



② 災害危険区域

建築基準法に基づき山形県が指定した災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域（地すべり・山崩れ・がけ崩れ））。

③ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に建築物の損壊や住民の生命に著しい危害が生ずるおそれがあると山形県が指定した区域。

2 補助の対象となる住宅（危険住宅）

上記①～③の区域内にある「既存不適格住宅」が対象です。既存不適格住宅とは、区域が指定された際に、その区域に存していた住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

《次のような場合は原則として対象となりません》

- ・住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの
- ・企業等が所有している社宅、寮等
- ・防護壁が設置されているなど、既に対策が講じられている場合

3 補助の内容

区 分	補助対象となる費用	補助限度額
除却費	危険住宅の除却に要する費用	36,000 円／㎡
動産移転費等	引越し等に要する費用	1 戸あたり 975,000 円
住宅建設費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の、その借入金利子に相当する額(年利率 8.5%を限度)	1 戸あたり 3,250,000 円
土地取得費	移転先の住宅建設地(土地)の取得に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の、その借入金利子に相当する額(年利率 8.5%を限度)	1 戸あたり 960,000 円

※ 上記の金額は令和8年度時点のものです。

※ 町外へ移転する場合は、除却費・動産移転費等のみの補助となります。

※ 移転元の危険住宅は、必ず除却していただく必要があります。

※ 住宅建設費・土地取得費(建物助成費)のみの補助は受けられません。

※ 住宅を新築する場合は、省エネ基準に適合するものが対象となります。

4 手続きにあたっての注意事項

● 事前協議が必要です

補助を受けるには、移転を行う前年度のうちに町・県との事前協議を行う必要があります。移転をお考えの方は、計画の段階で必ずご相談ください。

● 受付期限

今年度分は、締め切りました。来年度分について、ご相談ください。

● 年度内完了が必要です

危険住宅の除却等、移転先住宅の建設又は購入は、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。

《お問い合わせ・ご相談窓口》

真室川町役場 建設課 住宅水道係

電話 62-2053(内線 275)

お住まいが対象区域に含まれるかどうか分からない場合も、お気軽にお問い合わせください。